

介護保険適用除外施設へ入所される方へ

各医療保険（国保・社保・健保組合・国保組合 等）に加入されている40以上65歳未満の方（第2号被保険者）が介護保険の適用除外施設に入所し一定の要件（施設入所＋生活介護）を満たす場合は、介護保険の被保険者ではなくなります。

介護保険適用除外施設へ入所、または退所（要件の変更を含む）された場合は14日以内に加入している各医療保険者へ届出をしてください。

介護保険適用除外施設へ入所された場合・・・

- 介護保険の被保険者ではなくなります
- 介護保険料を納付する必要がなくなります
（40歳から65歳未満までの方は介護保険料が免除されます）
- 介護保険サービスが利用できなくなります

○介護保険の適用除外となる要件

施設入所＋生活介護により入所された場合、介護保険料が免除されます

○介護保険適用除外施設への入退所等の届出

40歳以上65歳未満の方で適用除外施設に入所または退所（要件の変更含む）される場合は届出が必要となります。

会津若松市の国民健康保険へ加入されている方は会津若松市への届出が必要です。その他の医療保険加入者は加入している各医療保険者への届出が必要となりますので各医療保険者へお問合せください。

【届出に必要なもの】

- ①入所または退所（入所要件の変更含む）したことがわかる書類（在園証明書）
- ②入所または退所（入所要件の変更含む）される方の身分証明書（身体障害者手帳）
- ③入所または退所（入所要件の変更含む）される方のマイナンバーがわかるもの
- ④印かん

◎参考（国民健康保険に加入している場合）

国民健康保険税按分率（平成30年4月1日現在）

項目	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	計算方法
① 所得割	7.2%	2.6%	2.1%	加入者の前年所得に応じ計算
② 均等割	20,600円	7,200円	8,200円	加入者1人あたりの負担額
③ 平等割	21,400円	6,800円	6,000円	世帯ごとの負担額

この部分が免除されます

※ ご不明な点がございましたら、会津若松市国保年金課までお問合せください。

【事務担当：会津若松市役所国保年金課 電話0242-39-1249】